

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第50号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

| 支給額 |
|----------|
| 155,000円 |
| 153,300円 |
| 151,700円 |
| 150,000円 |
| 148,400円 |
| 146,700円 |
| 140,700円 |
| 134,000円 |
| 127,200円 |
| 120,500円 |
| 113,700円 |
| 105,200円 |
| 96,700円 |
| 88,200円 |
| 79,700円 |
| 71,000円 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は令和6年4月1日から適用する。